



2020 年度(第 12 期) 事業報告書

2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日

特定非営利活動法人 市民後見ひょうご

はじめに

2025 年問題、8050 問題等の超高齢化社会の課題に見受けられる、独居高齢者世帯・老々世帯・認知症高齢者世帯・知的障害者世帯等において、判断能力の低下に伴う意思決定支援や生活支援が必要となっている方々の増加がますます加速しています。

一方、認知症患者や障害がある人の意思決定支援、身上監護、財産管理等を代理人が担う成年後見制度の利用者や後見人を支援して、広報活動や相談窓口を通じて制度への理解促進をはかる中核機関を設置済みか、2021 年度末までに整備見込みがあるのは、日本全国 1,741 市区町村の内の 961(55%) にとどまっており、2020 年 10 月時点での後見人の推薦は 331 市区町村(19%)、支援は 112 市区町村(6%) でしか始めておらず(※)、2000 年に始まった成年後見制度の利用率はまだまだ低いと言わざるを得ません。

『市民後見ひょうご』は 2009 年に N P O 法人として市民が立ち上げた組織で、個人ではなく法人組織として安定的かつ永続的に責任を果たせる法人後見人として、これまでの 12 年間で延べ 50 人余りの利用者の方を支援してまいりました。

認知症の高齢者だけでも 2020 年度時点で約 631 万人にのぼるとの推計があり、成年後見制度の利用者が 2020 年度末で 23 万人余りにとどまる(※)という現況において、高齢者や障害者の権利擁護と生きがいのある生活支援並びに地域共生の再構築等のためには、私たち『市民後見ひょうご』の市民活動の社会的使命がますます重要かつ大きなものになってくると考えております。

(※) 出典：日本経済新聞 2021 年 4 月 15 日朝刊

1 組織のガバナンス強化

2019 年度(第 11 期) 事業報告書における事業活動報告の補足説明として報告した通り、被支援者が作成された遺言公正証書と自筆証書遺言の有効性を争う訴訟に係る 2019 年 10 月の判決で当法人が敗訴した結果を受け、2020 年度(第 12 期) 事業計画書で組織のガバナンス強化を掲げて、当該訴訟の背景となった 2014 年度から 2018 年度までの 5 年間の理事会審議の内容を検証し、当法人内の関連諸制度や諸規程の見直しを行なって以下に示す改善対策を策定して、その実現・実行に努めてまいりました。

- ① 合議制による重要案件の決定(理事会機能の強化)
- ② 従来の「支援募金設置運用規程」並びに「支援基金設置運用規程」を廃止し、新たに「寄付金・基金・死後事務委任預り金規程」を制定
- ③ 「専門士業との合意書」制度を廃止して、従来の「謝金規程」を見直し改訂。
- ④ 新たに倫理委員会を設置するとともに、「倫理綱領」及び「倫理規程(含、目安箱制度)」を制定

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業	事業内容	実施	実施場所	従事者的人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
1. 成年後見制度の普及啓発及び講座開催等に関する事業	介護施設の評議委員及び普及啓発相談	随時	長田区	1~3人	—	0
2. 生活見守り、権利擁護及び成年後見等に関する相談援助に関する事業	苑藻相談室の開設等および訪問相談	随時	長田区他	1~3人	3人	26
	・5人の相談があり、内1人の方と契約しました。 関連資料として「福祉利用・法定後見事業の推移」P6					
3. 福祉サービス利用援助事業	安心見守契約による	1回/月訪問	長田区、垂水区等	4人	2人	114
4. 任意後見契約に関する事業	任意後見契約による	電話での安否等	大阪市	2人	1人	4
5. 法定後見受任に関する事業	3月末受任数 後見：7人（北区3人、須磨区、長田区、兵庫区、三田市） 保佐：2人（兵庫区2人） 補助：4人（長田区、須磨区、北区、加古川市） 関連資料として「支援期間推移グラフ」P7					1,322
6. 認知症高齢者及び障がい者に係る生活見守り、権利擁護、成年後見制度及び地域福祉に関する調査研究等の事業	全日本市民後見推進協議会への参画		—	—	—	0

3. 事業活動報告補足説明

(1)組織会議 (議事抄録は当法人の掲示板に掲載)

- ・基幹会議としての下記の理事会 及び 臨時総会を開催

4/24 総会議案審議・承認
 5/24 理事長・副理事長の選任承認等
 6/17 臨時総会開催承認、受任審査体制構築承認、中期計画策定承認
 7/20 臨時総会方針承認、倫理委員会設立承認、受任意思決定審査会承認
 8/24 臨時総会議案承認、倫理委員会規程承認
 8/30 臨時総会で遺言関連訴訟判決を総括、当会の中期計画 2020-2024を報告
 9/9 AT様支援方法継続審議、YK様返還請求継続審議、専門士業との新合意書継続審議
 9/30 AT様支援方法継続審議、YK様返還請求行わない承認
 10/28 YT様請求権抹消対策の件承認、専門士業との新合意書及び謝金規程見直承認
 11/16 YS様相続財産返還請求に係る家裁報告の件承認、規程検討委員会発足承認
 12/21 訴訟告知を受けた県社福祉会提訴に係る当会方針承認
 1/8 訴訟告知を受けた県社福祉会提訴に係る陳述書提出承認
 1/22 訴訟告知を受けた県社福祉会提訴に係る陳述書提出再審議・否決
 2/19 YS様に関する家裁意見書提出承認、GN様監督人に対する回答承認、定款改定承認
 3/15 YS様成年後見人辞任承認

- ・マネジメント担当会議として毎月開催（※ 2021年度から支援部会議に名称を変更）

要支援者の相談、支援方法の検討、支援課題の検討等

- ・監事会として毎月を目標に開催
4/20, 7/8, 8/3, 9/4, 10/9, 11/25, 1/13, 2/10, 3/12
- ・規程検討委員会として 1/8, 2/12, 3/19 の 3 回開催
基金規程や定款の見直し（第 2 号議案、第 4 号議案）
- ・受任意思決定審査会として 3 名の方開催 内 1 名：契約、1 名：審査中死亡、1 名：審査継続

（参考）当会の年度別 理事会 開催実績

	定例理事会	臨時理事会	書面理事会	合計回数
2009 年度	9			9
2010 年度	10			10
2011 年度	6			6
2012 年度	12			12
2013 年度	4			4
2014 年度	4			4
2015 年度	3			3
2016 年度	3		2	5
2017 年度	3			3
2018 年度	6			6
2019 年度	6	1		7
2020 年度	12	2	1	15

※ 議事内容は当法人の Web 掲示板に掲載

（2）会員活動の概要

- ・当法人は、退職した男性や家事に余裕ができた女性が市民後見人養成講座を受講した者が中心となって立ち上げ、現在 17 名の会員が活動
- ・当法人は、法人後見として身上監護を担う支援部と財産管理を担う事務局で構成して被支援者を複数人でサポートする体制で活動。
- ・法人文書は Google for Nonprofits を導入してクラウドで管理

（3）広報・情報発信

当法人の Web 掲示板 <http://blog.canpan.info/kouken-hyogo/> に活動状況を掲載

内閣府N P O 法人情報ポータルへの当法人貸借対照表の掲載（改正 NPO 法 貸借対照表公告の手続）

<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/detail/028002522>

メールマガジン（市民後見ひょうごメールマガ）発行。

非営利組織評価センター（JCNE）<https://jcne.or.jp/> による法令・定款に基づく組織運営評価

<https://jcne.or.jp/org/h2016e001/>